室町時代の京極氏と出雲支配　　2012.8.11

愛媛大学教育学部　　川岡　勉

はじめに

・室町時代(15世紀)における出雲の政治社会秩序の中心に位置していたのは出雲国守護である京極氏

・京極氏の歩みを把握する時に重視すべきポイント

①京極氏の歩みを幕府―守護体制と関連づけて捉え、その枠組みがもたらす作用をきちんと位置づける

②権力内部の動きが外部の動きと連動する側面に目を向ける

③京極氏の分国支配を一体的に捉える（出雲だけでなく、近江・飛騨・隠岐との有機的関連性）

④戦国大名論に基づく京極氏に対する消極的評価を克服する

一　佐々木京極氏の出自

1．室町幕府成立以前

・宇多天皇の末裔と称す（宇多源氏）→近江国に土着（近江源氏）

・鎌倉時代の佐々木氏は近江・出雲・隠岐など諸国の守護家

佐々木氏の惣領家：六角氏（六角東洞院に屋敷を構える）

分家筋：京極氏（京極高辻に屋敷を構える）

・佐々木義清が出雲・隠岐守護に補任されたのは、1221年の承久の乱直後と推定される

2．室町幕府成立以後

・佐々木高氏（京極導誉）の登場

室町幕府の初代将軍足利尊氏に仕えて強大化→六角氏を凌駕する権勢を得て佐々木氏の嫡流と称す

・南北朝期の出雲では、中央権力の分裂状況と連動して京極氏と山名氏が出雲の守護職の地位を争奪

1391年の明徳の乱を経て、ようやく京極氏の守護支配が確立

二　室町幕府―守護体制と京極氏　　――第１期（明徳～永享）

・室町期の政治秩序：京都の幕府権力を守護たちが支え、守護による諸国の支配を幕府が保証するというように幕府と守護が相互補完的に結びつく仕組みで維持される（室町幕府―守護体制）

1．中央政界における京極氏の活動

(1) 幕政への参画

・室町期の守護は在京が原則であり、各守護は幕府権力の構成員として、家格に応じて幕府の職務を分掌

京極氏の家格：相伴衆，職務：侍所頭人（四職家）

④ 〔即位調進物下行等　永仁　建安　嘉永〕

御所修理	百貫
武蔵国	二百貫七百
管領	百五十八貫
畠山	百五十八貫
山名 金吾	百四十貫
一色 兵部	百四十六貫
京極	百五十五貫
赤松	百四十八貫八百六十
大内	百四十九貫
職州	五十貫
細川 兵部大輔	五十一貫
山名典厩	五十貫
山名 因州	五十貫四百六十
細川 阿州・九郎	五十五貫六百
上杉 戸部	五十八貫七百
土岐	九十二貫三百
畠山 匠作	五十五貫
細川 淡州	五十一貫
富樫 介	卅貫
富樫 兵部大輔	卅貫
以上千九百廿九貫六百廿	
千八百十二貫	段銭用途切符数五十一枚、
都合三千七百四十一貫六百	

① 康富記　宝徳三年九月二十七日条

廿七日、壬戌、晴、

管領令談合細川京兆・同讃州・畠山大夫・山名・一色・京極已上、御相伴衆、等、大方殿御述懐之趣、以三宝院准后被申入公方了、所望御新参御局（親類上臈也、）大館殿者洛中之棲不可叶、又尾張守護代所望之織田事可被返遣于代徳殿之由、此両條也云々、仍彼局既被出御所云々、

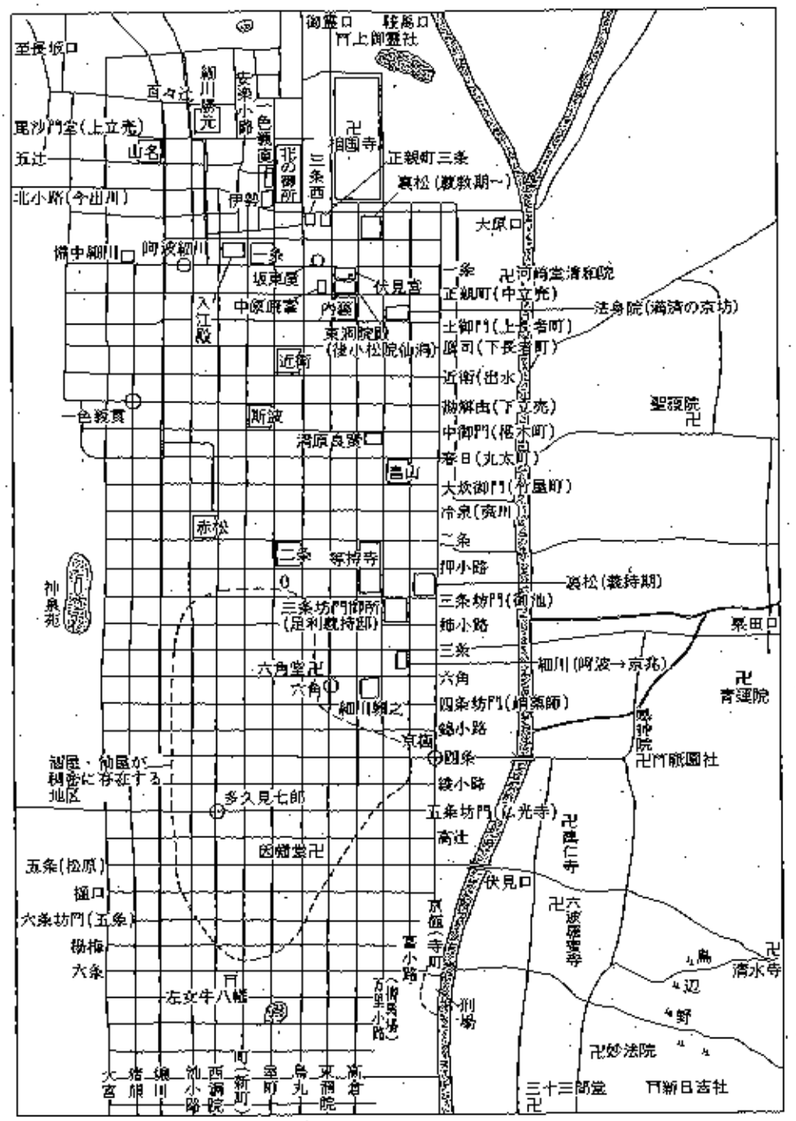

② 京都地図（榎原雅治編『日本の時代史11 一揆の時代』より転載）

③ 室町幕府の職制

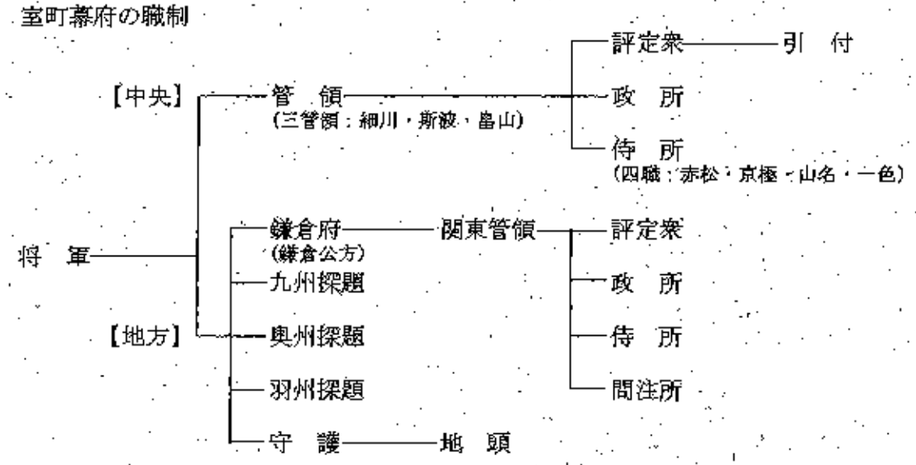

(2) 幕府への奉仕

・各種の負担を提供

・幕命による軍事行動

・幕府の儀式・宴会への出席，将軍家の御成・寺社参詣などへの随行

2、京極氏の権力編成

・京極6人衆：多賀・大津・若宮・隠岐・黒田・加賀

・康正2年(1456)7/26「侍所随兵馬打次第」に見える京極氏家臣団

・「一族・国人・被官・寺庵」という区分

⑤ 佐々木氏略系図 （六角・京極）

宇多天皇―敦実親王―雅信（源）―扶義―経頼―成頼―義綱―経方―季定―秀義

秀義―定綱―広綱
秀義―経高―信綱
秀義―盛綱
秀義―高綱（野木）―光綱
秀義―義清（佐々木氏略系図に）―吉田厳秀―泰秀―秀信
秀義―義清―吉田厳秀―泰秀―秀長（秀信の子か。秀仲、義覚と同人）

秦綱（六角）―頼綱―時信―氏頼―満高―満綱―久頼―高頼―定頼―義賢
氏信（京極）―満信―宗氏―高氏（導誉）
宗綱―貞宗―高氏
秀綱―秀詮―秀頼
秀宗
高秀
尼子高久
実道秀益
高詮
高光
持高（吉良子 初め持光）
持重
持清
高数
勝秀―孫童子
政経（初め政高）―経秀（野宗）―吉童子
政光（初め政高）
高清……高次

⑥ 〔東寺百合文書〕り函 一五七 ○京都府立総合資料館所蔵

神仙苑築地次第 寶德二年五月 日、

門ヨリ北

一 管領（畠山）于時畠山殿（持国）五月十八日ヨリ被始、三ケ國、（河内国・紀伊国・越中国）

同 大夫殿（義忠）一ケ國、（能登国）

一 細川殿（勝元）三ケ國、（摂津国・丹後国・讃岐国・土佐国ノ内）

同 讃岐殿（成之方）二ケ國、（河内国・三河国）

同 總州（氏久）一ケ國、（信中国）

同 淡路殿（持親方）一ケ國、（淡路国）

同 阿波殿（持久）半國、（和泉国）

同 和泉守護殿（政春）半國、（和泉国）

門ヨリ南

一 武衛（斯波義廉）五月廿六日ヨリ被始、三ケ國、（尾張国・遠江国・越前国）

二 山名殿（持豊）三ケ國、（但馬国・備後国・豊後国）安芸国ノ内

同 修理大夫殿（教豊）一ケ國、（安芸国）

京極殿寶德三年被沙汰、（飛騨国・出雲国・隠岐国ノ内）二ケ國、

○神泉苑築地が地震により壊れること、康富記（文安六年四月十二日条）等に見える。

⑦ 満濟准后日記 永享三年八月

三日。晴。未明自山名禪門方書狀到來。非殊儀。就室町殿御所御移住事。去廿八日於管領面面會合談合。用脚一萬計分先支配云々。三ケ國四ケ國守護千貫。一ケ國守護二百貫云々。仍千貫衆七人。二百貫十五人云々。

⑧ 満濟准后日記 永享四年正月

十九日。雨。 山名禪門來。上御所御造作用脚。皆濟未進等一卷注進了。千五百貫衆七人。畠山。山名。細河。一色。赤松。京極。管領。以上千五百貫進之。一ケ國知行衆三百貫也。北斗法運時今曉結願了。卷數今日不進之。來晦日一度ニ進付了。

⑨ 佐々木文書

出雲・隠岐両国一族中、国人・被官ならびに寺庵等の事。守護吹挙状を帯びず、猥りに直訴訟に及ぶと雖も、御許容あるべからず。早く先例に任せ、成敗せらるべきの由、仰せ下さるところ

なり。仍って執達くだんの如し。

文明三年五月十六日 下野守 判 肥前守 判

佐々木孫童子丸 殿

康正二年七月二十六日

御拝賀御時侍所随兵馬打次第 （略）

中間紺直垂著六人二行先行

佐々木中務少輔（研究系譜 異説略） 太刀持（未詳 異説略）

中間甲持腹巻袖取同張易持同

挨副多賀豊後守（誤りか 注之）

中間甲持腹巻袖取同張易持同

一番多賀四郎右衛門尉（孔足 初賀 代 代 代 代） 太刀持（藤原盛重 藤原盛国） 挨副五人

同張易持同

二番藤堂九郎左衛門尉（略） 行列同前

三番下河原周防守（略） 同前

四番多賀彦左衛門尉（略） 多賀次郎左衛門尉代

五番母里左京亮（略） 安盛信濃守代

六番松田帯刀（略） 隠岐守代

七番多胡宗次郎（略） 垣見代

八番赤田信濃守（略）

九番松田兵庫助（略）

十番長野又四郎（略） 市村代

十一番西部八郎（略）

十二番四田掃部助（略）

十三番赤尾肥前守（略）

十四番高宮小次郎（略）

十五番原左京亮（略） 佐波代

十六番赤穴周防守（略） 慶増代

十七番鹿目式部丞（略）

十八番小足掃部助（略）

十九番松田勘解左衛門尉（略） 多賀新左衛門代

廿番土橋修理亮（略）

廿一番佐方九郎（略） 箕浦代

廿二番多賀民部丞（略）

廿三番河瀬彦四郎（略）

廿四番高宮藏人（略）

廿五番二階堂備中守（略）

廿六番杉江帯刀（略） 四辺代

廿七番山田彦左衛門尉（略） 一円代

廿八番村井信濃守（略）

抄札書興福寺館文 ⑪

一諸大名被官少々交名之事。

斯波殿内。甲斐。織田。二宮。

畠山殿内。遊佐。神保。土肥。椎名。

細川殿内。香川。安富。内藤。薬師寺。

元田。かい庄。

秋庭。長瀧。

以上この三家の事。まへにも申ごとく三職と申なり。この被官衆おとなしき人のかたへは。進之候をいかにもすみぐろにもと大きに書べし。恐々謹言もさのみ草になき程にあるべし。

山名殿内。鹽屋。太田垣。鹽冶。田土。

太庄。

一色殿内。宇治家。延永。三方。石川。

小倉。

細川讃州内。三好。飯尾。宮成。

畠山匠作内。三宅。遊佐。齋藤。

赤松殿内。浦上。小寺。上原。土田。

朋石。中村。大河原。

大内殿内。陶。豊田。杉。神田。

廣中。

京極殿内。赤田。箕浦。

隠岐。多賀。若宮。下河原。

土岐殿内。齋藤。大嶋。遠藤。

武田殿内。内藤。粟屋。遠見。武田。

熊谷。白井。

富樫殿内。ぬか。山河。

此方被官衆大概おなじごとくに進之候と書べし。さのみさうになく可書也。如此の諸家被官之内にても。おとな衆にてはなくてするゝ〳〵の輩には。いかにも進之候もさうにあるべし。